

鹿屋市 建築物耐震改修促進計画



平成 23 年 3 月
鹿屋市

目 次

はじめに.....	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 本計画の位置づけ	1
第1章 計画の基本的事項.....	2
1. 本計画の対象市域及び計画期間	2
2. 対象建築物	2
3. 地震発生時に通行を確保すべき道路の設定	2
第2章 鹿屋市における地震の規模・被害の予測.....	3
1. 鹿屋市の概要	3
2. 大規模地震が発生した場合に想定される被害の状況	4
第3章 建築物の耐震化の現状と目標.....	9
1. 住宅の耐震化の現状	9
2. 民間特定建築物の耐震化の現状	10
3. 市有建築物の耐震化の現状	11
4. 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化の現状	12
5. 耐震化の目標設定	13
第4章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策.....	14
1. 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針	14
2. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	14
3. 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定及び沿道建築物の耐震化	14
4. 安心して耐震改修を行うことが出来るようにするための環境の整備	14
5. 地震時の建築物の総合的な安全対策	14
第5章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及.....	16
1. 地震ハザードマップの作成・公表	16
2. 相談体制の整備・情報の充実	16
3. リフォームにあわせた耐震改修の促進	16
4. パンフレット等の作成とその活用	16
5. 市ホームページ・広報誌での広報活動	16
6. 自主対策の推進	17
7. 自治会等との連携・取組み支援	17
第6章 耐震診断または耐震改修の指導等に関する事項.....	18
1. 鹿児島県との連携	18
第7章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項.....	19
1. 計画の検証	19

◆◆参考資料.....	20
資料－１．用語集.....	21
資料－２．特定建築物要件.....	24
資料－３．九州南部で発生した主な地震.....	28
資料－４．市民アンケート調査.....	29
資料－５．日本の耐震設計基準の主な変遷.....	36
資料－６．関連法令等.....	38

委員会名簿

はじめに

1. 計画策定の背景と目的

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、地震により6,433名の尊い命が奪われました。このうち、地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。この震災による建築物の被害状況の調査では、昭和56年以前、いわゆる新耐震基準※の施行以前に着工された建築物の被害が甚大であることが明らかになりました。このため、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進することを目的として、平成7年12月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号、以下「法」という。）が施行されました。

近年では、平成16年10月の新潟県中越地震や、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成19年7月の新潟県中越沖地震など、これまで地震発生の可能性が低いと考えられていた地域においても大地震が発生しています。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、東北地方から関東地方の太平洋岸の広い範囲で大きな被害が発生しています。このように、わが国においては、いつどこで大地震が発生してもおかしくない状況であり、早急かつ計画的に建築物の耐震化※を進めていく必要があります。

本市では、以上のような背景を踏まえ、大規模な地震による建築物倒壊の被害から市民の生命や財産を保護すること、また、総合的かつ計画的な耐震化を推進するため、「鹿屋市建築物耐震改修促進計画（以下、「本計画」という。）」を策定します。

本計画では、市内の新耐震基準に適合していない住宅・建築物の耐震化を計画的に促進するための目標や、展開方針を定め、災害に強い鹿屋市を実現することを目的とします。

2. 本計画の位置づけ

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第4条の規定に基づき国土交通大臣が定める「建築物の耐震診断※及び耐震改修※の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）」及び、「鹿児島県建築物耐震改修促進計画」に基づいて策定するものです。計画策定においては、「鹿屋市総合計画」、「鹿屋市地域防災計画」などの既往計画との整合を図るとともに、必要に応じて見直しを行なうものとします。

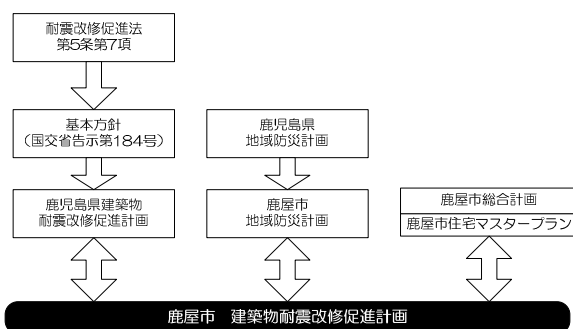


図 計画の位置付け

※は、巻末資料－1【用語集】を参照

第1章 計画の基本的事項

1. 本計画の対象市域及び計画期間

本計画の対象市域は、「鹿屋市内全域」とします。

本計画の計画期間は、平成 23 年度から平成 27 年度の 5 年間とし、社会情勢の変化等を踏まえ、目標及び計画について必要に応じて見直しを行うこととします。

(ただし、次期計画が策定されるまでの期間は、本計画を運用することとし、引き続き既存住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るものとします。)

2. 対象建築物

本計画が対象とする建築物は以下の通りです。

本計画では、特に住宅及び特定建築物について、具体的な耐震化[※]の目標や目標達成のために必要な施策等を定めます。

表 1-1 対象建築物

住宅	木造、鉄筋コンクリート造等の構造を問わず、すべての住宅
特定建築物 [※]	◆ 多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法 6 条 1 号建築物） ◆ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（耐震改修促進法 6 条 2 号建築物） ◆ 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（耐震改修促進法 6 条 3 号建築物）
市有建築物	防災上重要な拠点となる各庁舎、消防施設、医療機関及び避難場所や物資の集積拠点としても利用される小・中学校、公民館などの建築物

★要件は巻末資料－2 を参照

3. 地震発生時に通行を確保すべき道路の設定

鹿児島県では、地震直後から発生する緊急輸送を、円滑かつ確実に実施するために必要な道路として、第 1 次緊急輸送道路、第 2 次緊急輸送道路を指定しています。

本計画は、地震発生時に通行を確保すべき道路として、これらの道路を設定します。

表 1-2 地震発生時に通行を確保すべき道路

区分	道路名
第一次緊急輸送道路	国道 220 号、国道 269 号、国道 504 号
第二次緊急輸送道路	県道 68 号（鹿屋吾平佐多線） 県道 71 号（垂水、南之郷線） 県道 73 号（鹿屋高山串良線）

※は、巻末資料－1【用語集】を参照

第2章 鹿屋市における地震の規模・被害の予測

1. 鹿屋市の概要

本市は、鹿児島県の東部を形成する大隅半島の中央部に位置し、北は垂水市、霧島市、曾於市、南は錦江町、東は肝付町、東串良町、大崎町に接し、西は錦江湾に面する、東西約 20km、南北約 41km の縦長で、面積 448k m²の大隅地域の中核都市です。

県都鹿児島市から直線距離で約 33 km にあり、錦江湾を横断するフェリーを経て 1 時間 30 分を要します。また、県外からの主要アクセス拠点である鹿児島空港から約 45 km にあり、国道を利用して約 1 時間 40 分を要します。

本市の北部には、日本の自然百選にも選ばれている壮大な高隈山系が連なり、市の北東部は山村地帯となっています。また、その南側には国営第 1 号の畑地かんがい施設をもつ笠野原台地や肝属平野が広がり、市域中央部にかけて平坦地が続いています。

市の西部は、錦江湾に面しており、延長約 19km に及び美しい海岸線が見られます。

また、市の南部は、神代三山陵の一つである吾平山上陵を有する山林地帯となっています。

高隈山地に源を発する肝属川沿い一帯は、シラス土壌で盆地を形成しながら市街地を貫き、南東へ流れ串良川と合流し、志布志湾に注いでいます。



図 2-1 鹿屋市の位置

※は、巻末資料－1【用語集】を参照

2. 大規模地震が発生した場合に想定される被害の状況

(1) 地質の概要

地震による建築物の被害の大きさは、表層地質によっても異なってきます。

本市の地質は、市中央に位置する鹿屋原台地、笠野原台地、市北部の台地・丘陵地など、ほぼ市内全域に火山岩類火砕流（シラス）が分布しています。また、市北西部の高隈山地は堆積岩類（付加コンプレックス）、市内を南北に貫流する肝属川に沿っては非海成堆積物が分布しています。

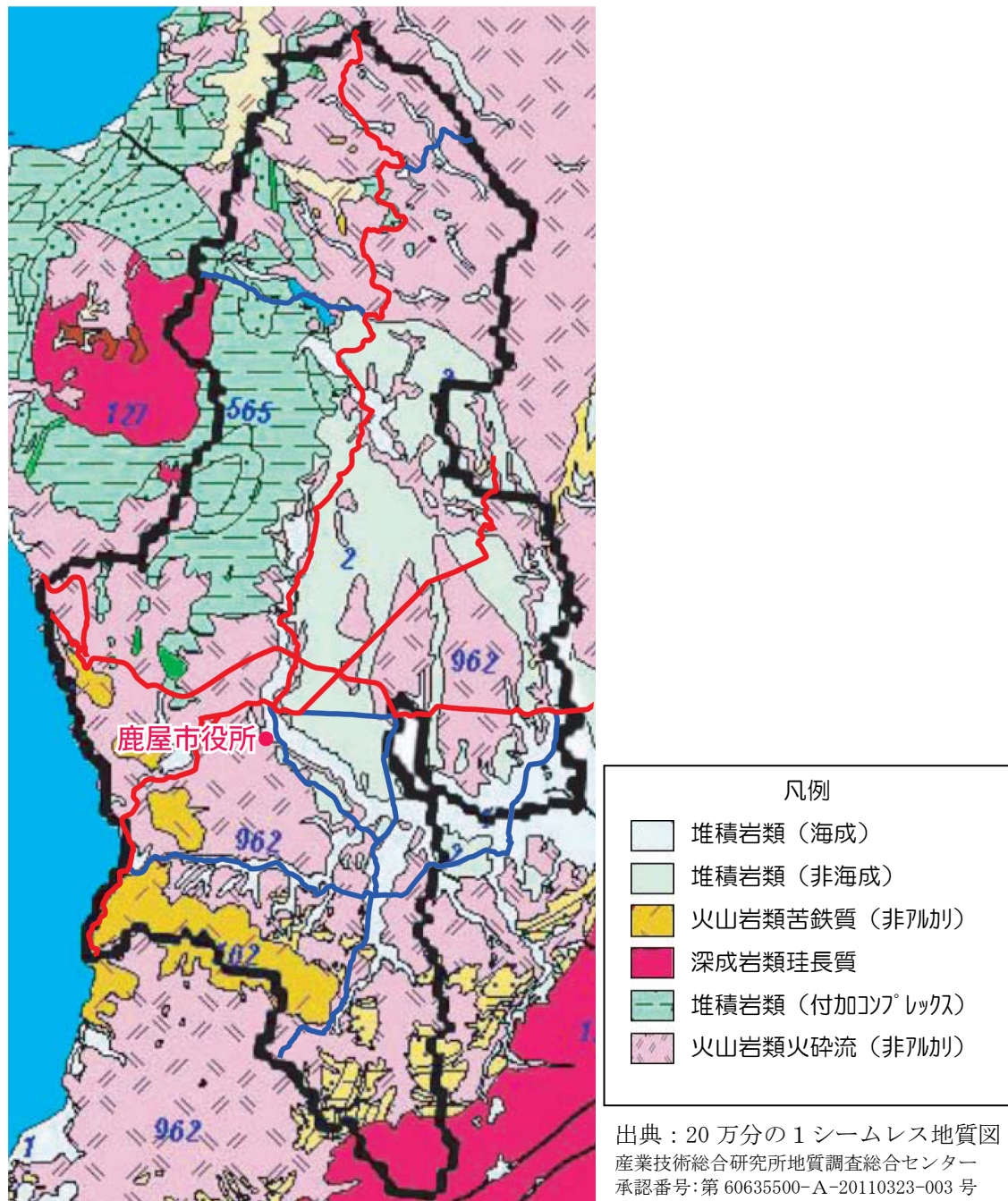


図 2-2 鹿屋市の表層地質図※

※は、巻末資料－1【用語集】を参照

(2) 想定される地震の規模

① 県建築物耐震改修促進計画にて想定された地震の規模

鹿児島県は、比較的有感地震の発生が少ない地域であり、県内には活動度※や、大きな活断層は認められない為、過去の地震被害及び近年の地震活動に基づき想定地震を設定しています。

表 2-1 鹿児島県で想定される地震

1) 鹿児島湾直下
・ 県中枢に多大な被害を及ぼすケースとして想定。 ・ M（マグニチュード）※＝7.1の地震を想定。 ・ 震度※5強から震度6弱が分布
2) 日向灘
・ 海洋型地震に伴い県の九州本土部に津波被害を及ぼすケースとして想定。 ・ M＝7.8の地震を想定。 ・ 震度6弱が大隅半島及び種子島の軟弱地盤で見られる程度。
3) 奄美大島近海
・ 海洋型地震に伴い県島嶼（とうしょ）部に津波被害を及ぼすケースとして想定。 ・ M＝8.0を想定。 ・ 喜界島の東岸、奄美大島の沖積低地の一部で震度6強が、また喜界島の大半と奄美大島の沖積低地で震度6弱が予測される。
4) 県北部直下
・ 内陸直下型地震に伴い局地被害を及ぼすケースとして想定。 ・ M＝6.5を想定。 ・ 震源直上においては、長さ20km×幅10km程度の範囲で震度6弱が予測される。
5) 県西部直下
・ 内陸直下型地震に伴い局地被害を及ぼすケースとして想定。 ・ M＝6.5を想定。 ・ 震源近傍の薩摩半島西海岸で、震度6弱が予想され、主に薩摩半島において、断層から20km程度までの範囲で震度5弱以上になると予測される。

② 鹿児島県における過去の地震

鹿児島県での地震は、薩摩半島など県西部に多く、最近では、1997年3月26日に鹿児島県北西部の地震（マグニチュード(M)6.6）が発生しています。この地震では、旧川内市、阿久根市及び旧宮之城町で震度5強を記録し、県内で負傷者31名、住宅全壊4棟などの被害が生じています。

また、同年4月3日には、旧川内市で震度5強を記録した最大余震（M5.5）が発生し、県内で負傷者5名、住宅半壊6棟などの被害が生じました。さらに、5月13日にはその南西5Km、深さ8KmのところでM6.4の地震が発生し、旧川内市で震度6弱、旧宮之城町で震度

※は、巻末資料－1【用語集】を参照

5強を記録、県内で負傷者43名、住宅全壊4棟、同半壊29棟などの被害が生じています。

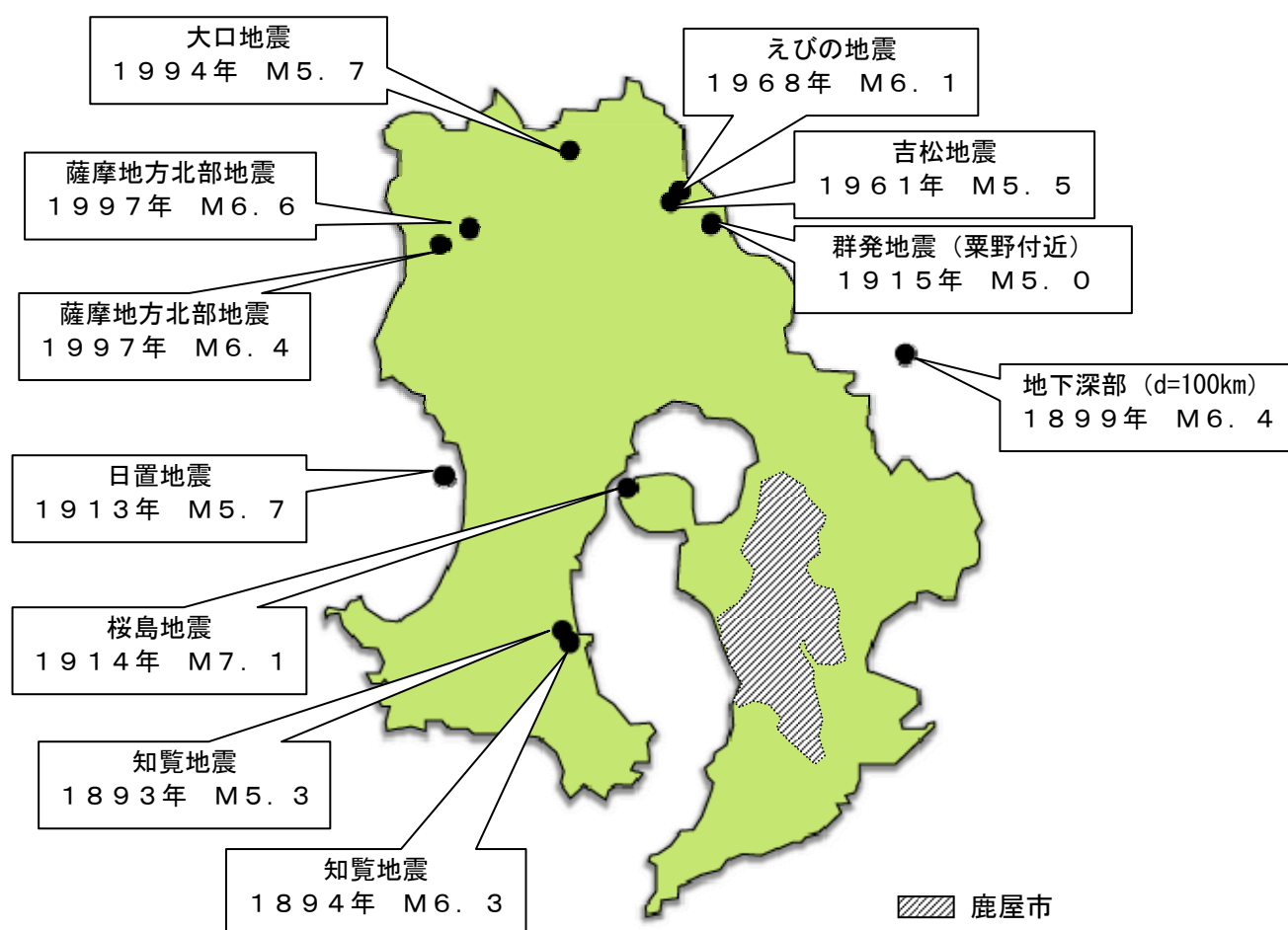


図 2-3 九州南部で発生した主な地震

（3） 鹿屋市の地震被害想定

① 鹿児島湾直下地震による本市の被害想定

鹿児島湾直下地震（M7.1）が発生した際の、鹿屋市における被害の想定は以下の通りです。

表 2-2 鹿児島湾直下地震による本市の被害想定

想定項目		単位	被害数
地震動による建物被害	木造	棟	1,895
	非木造	棟	136
	計	棟	2,031
火災による建物被害	焼失	棟	286
人的被害	死者数（建物による）	人	40
	負傷者	人	4,379

参照：鹿屋市地域防災計画

(4) 地震ハザードマップでの想定地震の設定

マグニチュード(M) 6 クラスの大地震を発生させる活断層は未だ確認されていないものが多く、どこで地震が発生するかはわからないのが現状です。しかし、近年、新潟県中越地震や福岡西方沖地震のように、これまでは地震が起これないと言われていた地域で大規模地震が相次いで発生しており、未知の断層による地震発生の可能性を否定することはできません。

内閣府「地震防災マップ作成技術資料（平成 17 年 3 月）」によると、活断層が地表で認められない規模の上限については、マグニチュード 6 台の最大である、マグニチュード 6.9 の地震を想定することが記載されています。そのため、地震ハザードマップの作成では、想定される地震の中でも鹿屋市に大きな影響を与えと考えられ、鹿屋市地域防災計画で想定されている「鹿児島湾直下地震（M7.1）」及び、内閣府が示す「全国どこでも起こりうる直下の地震(M6.9)」が鹿屋市直下で発生した場合を想定、比較し、より震度の大きい「全国どこでも起こりうる直下の地震（M6.9）」を採用しました。

以下に、「全国どこでも起こりうる直下の地震（M6.9）」による想定結果を示します。

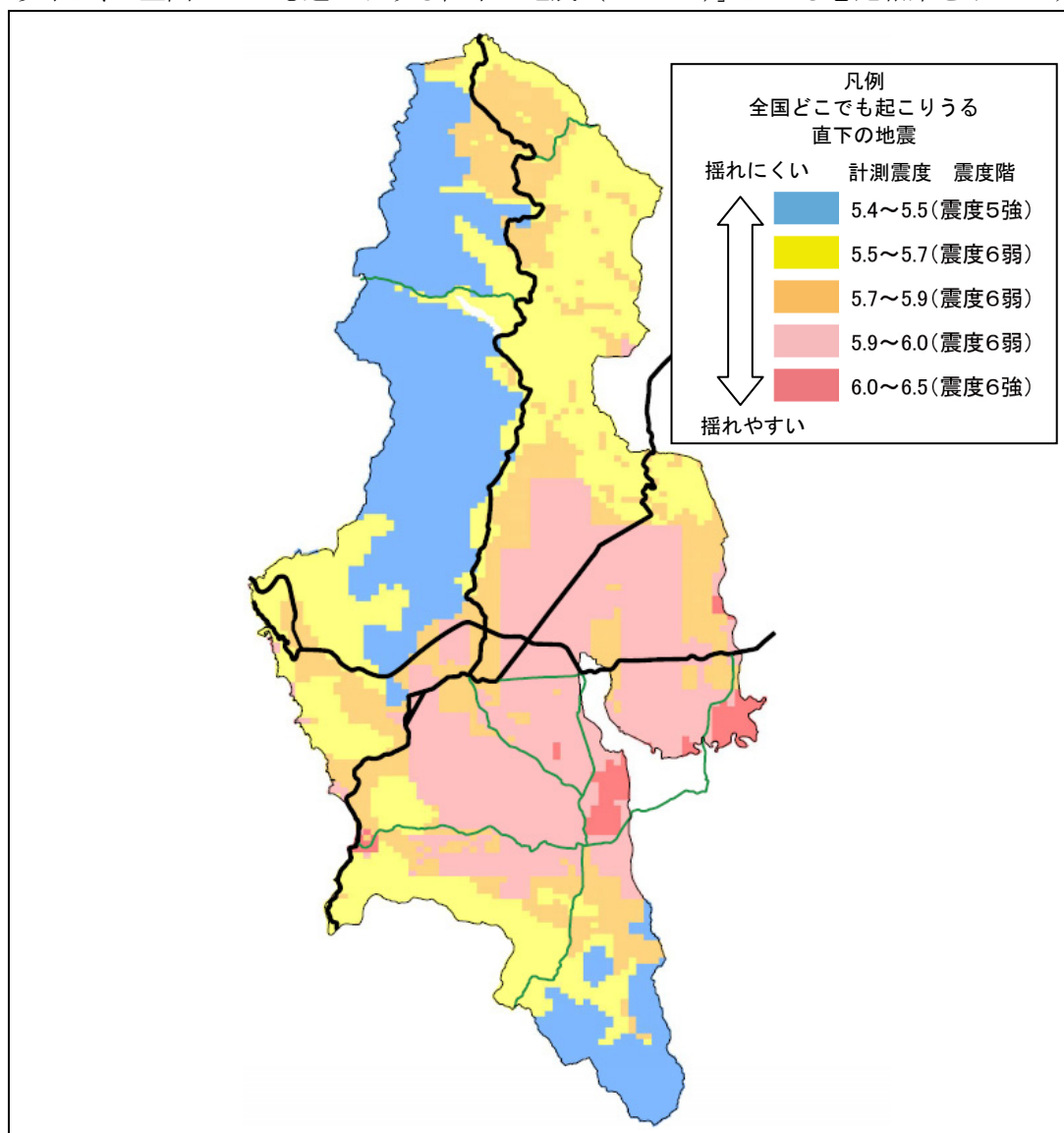


図 2-4 揺れやすさマップ

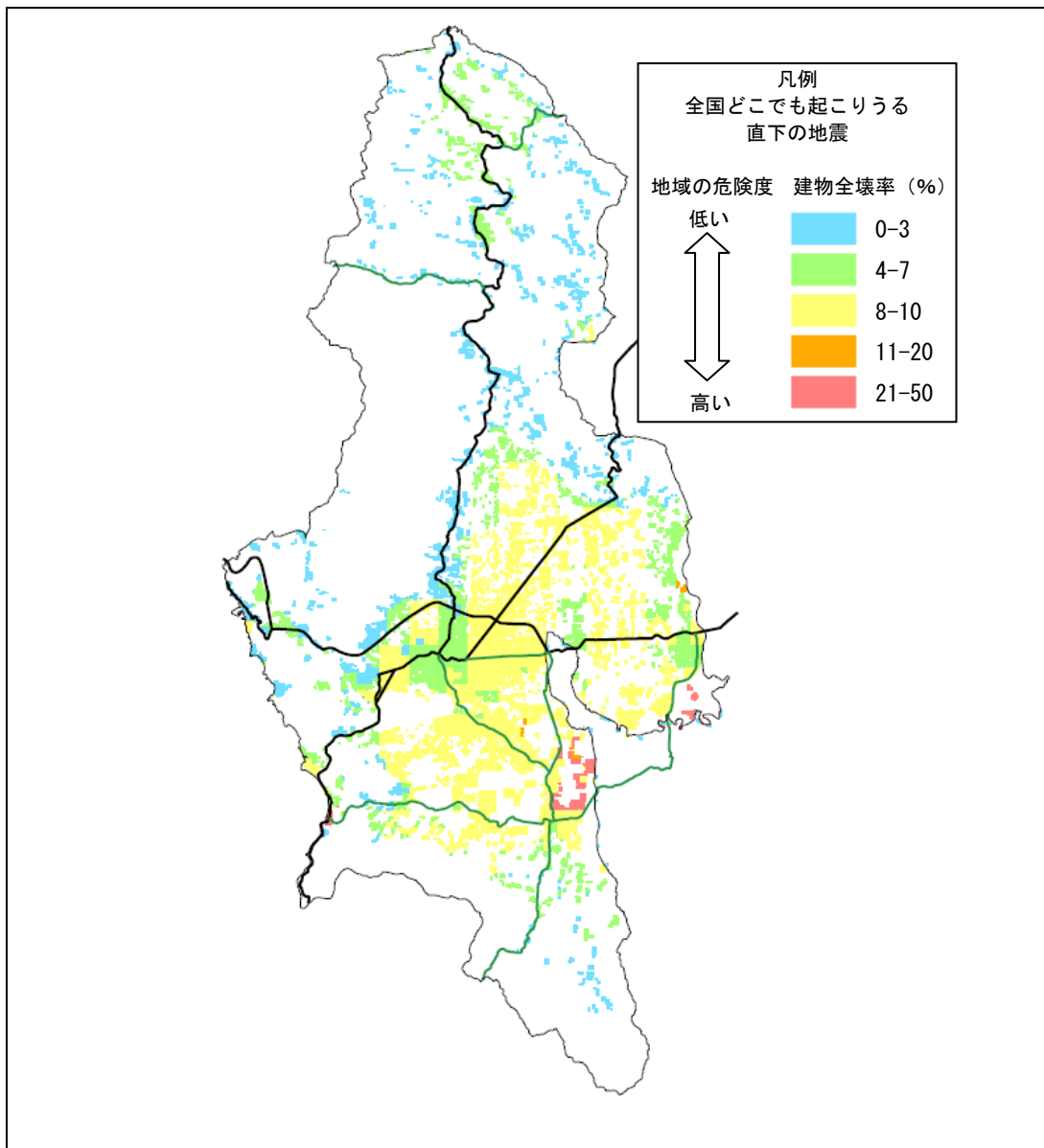


図 2-5 地域の危険度マップ

第3章 建築物の耐震化の現状と目標

1. 住宅の耐震化の現状

平成 22 年 4 月時点における、住宅の耐震化の状況を推計した結果は以下の通りです。

本市の住宅のうち、耐震性のある木造住宅は 65%、非木造住宅は 91%となっており、全体として 69%の耐震化率と推計されます。

表 3-1 市内の住宅の耐震化状況

(単位：棟)

	総数 A	昭和 56 年以降 B	昭和 55 年以前		耐震性 有り E = B + D	耐震性 無し F = A - E	耐震化率 E / A
			総数 C	うち耐震性 有り D			
木造住宅	23,467	14,246	9,221	1,107	15,353	8,114	65%
非木造住宅	4,180	2,645	1,535	1,166	3,811	369	91%
合計	27,647	19,072	10,756	2,273	19,164	8,483	69%

★ 住宅棟数は固定資産税課税台帳を基に集計

★ 昭和 55 年以前に建てられた建築物のうち、「耐震性有り D」とした建築物については、国土交通省の「関東ブロック内の住宅の耐震化に関するアンケート」の実績を参考にした推計値、（昭和 55 年以前の木造住宅の 12%、非木造住宅の 76%は耐震性有り）を基に推計

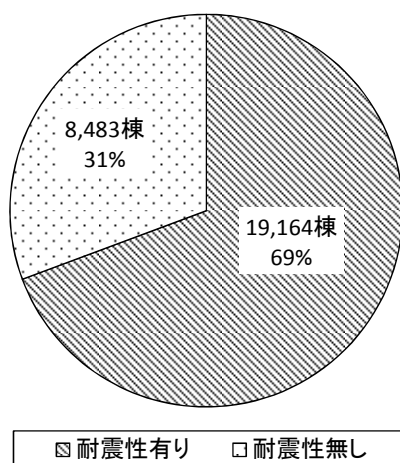


図 3-1 住宅の耐震化状況

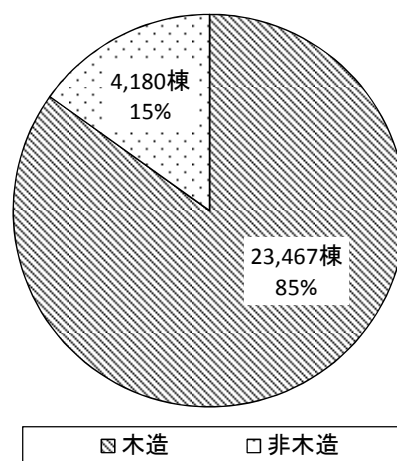


図 3-2 住宅の構造別棟数

2. 民間特定建築物の耐震化の現状

本市の耐震改修促進法第6条第1号に規定する特定建築物（多数のものが利用する建築物）の耐震化率は、多数の者が利用する建築物が64%、危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物が100%と推計されます。

（1）多数の者が利用する建築物（民間特定建築物）の耐震化状況

表 3-2 多数の者が利用する建築物の耐震化状況

（単位：棟）

法第6条	用途	総数 A	昭和56年以降 B	昭和55年以前		耐震性 有り E = B + D	耐震性 無し F = A - E	耐震化 率 E / A
				総数 C	うち耐震 性有り D			
第1号	学校	6	2	4	1	3	3	50
	病院・診療所	38	7	31	15	22	16	58
	社会福祉施設	10	0	10	4	4	6	40
	ホテル・旅館等	13	10	3	1	11	2	85
	店舗・百貨店	10	1	9	4	5	5	50
	賃貸住宅	47	8	41	31	39	8	83
	劇場、映画館	2	0	2	1	1	1	50
	事務所	15	7	8	4	11	4	73
	工場	6	1	5	2	3	3	50
	その他	3	1	2	1	2	1	67
合計		150	37	115	64	101	49	64%

★ 建物棟数は固定資産税課税台帳を基に集計

★ 昭和55年以前に建てられた建築物のうち、「耐震性有りD」とした建築物については、国の推計による用途別の耐震化率を基に推計

（2）危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化状況

本市においては、該当無し。

表 3-3 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化状況

（単位：棟）

法第6条	用途	総数 A	昭和56年以降 B	昭和55年以前		耐震性 有り E = B + D	耐震性 無し F = A - E	耐震化 率 E / A
				総数 C	うち耐震 性有り D			
第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	3	3	0	—	3	0	100%

3. 市有建築物の耐震化の現状

(1) 市有建築物の耐震化状況

市有建築物の現状は下表の通りであり、耐震化率は 65%と推計されます。

表 3-4 市有建築物の耐震化状況

(単位：棟)

用途	総数 A	昭和 56 年以降 B	昭和 55 年以前		耐震性 有り E = B + D	耐震性 無し F = A - E	耐震化 率 E / A
			総数 C	うち耐震 性有り D			
庁舎・支所	11	9	2	2	11	0	100
学校	229	91	128	29	120	109	52
集会所等	27	20	7	1	21	6	78
福祉施設	9	3	6	0	3	6	33
公営住宅	420	254	179	12	266	154	63
ライフライン	7	5	2	2	7	0	100
その他	139	116	32	0	116	23	83
合計	842	498	356	46	544	298	65%

★ 学校については、文部科学省基準※による集計値

★ 公営住宅（市営住宅、教職員住宅等）は、住居用途のみ計上

★ 昭和 55 年以前に建てられた建築物のうち、「耐震性有り D」とした建築物は、実際に耐震化済みの建物数を集計

※は、巻末資料－1【用語集】を参照

(2) 市有特定建築物の耐震化状況

本市の有する、耐震改修促進法第6条第1号に規定する特定建築物（多数のものが利用する建築物）の耐震化率は74%と推計されます。

表 3-5 市有特定建築物の耐震化状況

(単位：棟)

法第6条	用途	総数 A	昭和56年以降 B	昭和55年以前		耐震性 有り E = B + D	耐震性 無し F = A - E	耐震化 率 E / A
				総数 C	うち耐震性 有り D			
第1号	庁舎	4	2	2	2	4	0	100
	学校	47	19	28	3	22	25	47
	運動施設	1	1	0	0	1	0	100
	集会場、公会堂	1	0	1	0	0	1	0
	市営住宅	47	40	7	6	46	1	98
	処理場等	2	2	0	0	2	0	100
	体育館	4	3	1	0	3	1	75
	その他	3	3	0	0	3	0	100
合計		109	70	39	11	81	28	74%

★ 学校については、文部科学省基準^{*2}による集計値

★ 集合住宅は、住居用途のみ計上

★ 昭和55年以前に建てられた建築物のうち、「耐震性有りD」とした建築物は、実際に耐震化済みの建物数を集計

4. 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化の現状

本市の耐震改修促進法第6条第3号に規定する建築物（緊急輸送道路沿道の建物）の耐震化率は78%と推計されます。

表 3-6 緊急輸送道路沿い建築物の耐震化状況

(単位：棟)

法第6条	用途	総数 A	昭和56年以降 B	昭和55年以前		耐震性 有り E = B + D	耐震性 無し F = A - E	耐震化 率 E / A
				総数 C	うち耐震性 有り D			
第3号	緊急輸送道路沿道の建築物	139	109	30	-	109	30	78
合計		139	109	30		109	30	78%

★ 建物棟数は固定資産税課税台帳及び現地調査に基づく

5. 耐震化の目標設定

(1) 住宅の目標

住宅については、平成 27 年度までに耐震性を有する住宅の割合を 90%にすることを目標として、住宅耐震改修の促進に取り組めます。

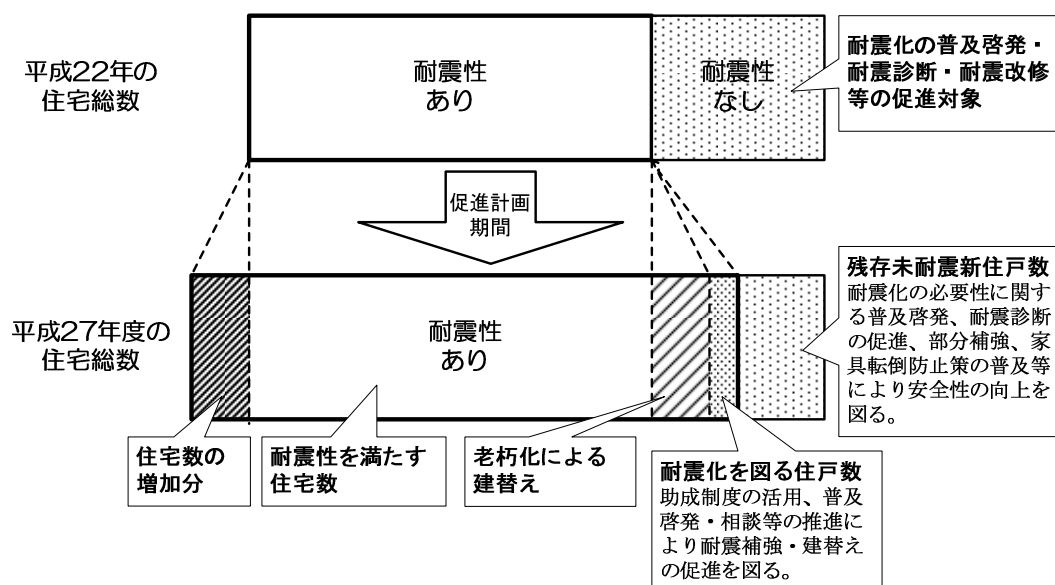


図 3-3 耐震化率の目標 90%とする考え方

(2) 特定建築物の目標

特定建築物については、平成 27 年度までの耐震化の目標を、市と民間、それぞれに設定します。

民間の特定建築物については、国の基本方針及び県計画の目標設定(90%)を踏まえ、平成 27 年度までに 90%の目標に近づけるように計画的な耐震化に努めます。

また、市有の特定建築物については、特に、災害時の拠点となる避難場所や学校などについては、優先的に耐震化に努めます。

(3) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化の目標

県が定めた第 1 次、第 2 次緊急輸送道路沿道の特定建築物については、県の定める目標 90% に近づけるよう計画的な耐震化に努めます。

(4) 市有建築物の目標

大規模地震時の人的及び経済的被害を軽減するためには、災害時に基幹的な役割を果たし、多くの市民が利用する市有建築物の耐震化を図ることが重要です。

災害時の拠点となる各庁舎、病院や、避難場所となる小・中学校、公民館などの耐震化の促進は最も重要であることから、これらの建築物については優先的に耐震化に努めます。

その他の市有建築物についても耐震化を進め、市有建築物全体で平成 27 年度までに 90% の目標に近づけるよう計画的な耐震化に努めます。

第4章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1. 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が地震防災対策を自らの問題、地域の問題として取り組むことが重要です。

市では建物所有者等が耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境を整備していくことを基本的な取り組み方針とします。

2. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

建築物の耐震診断及び耐震改修の重要性について普及啓発に努め、様々な支援制度を活用するとともに、耐震改修促進税制や地震保険の活用について市民に周知し、住宅及び特定建築物の耐震化の促進を図ります。

具体的には、防災拠点として重要な役割を果たす庁舎、病院等の施設、地震被災時に避難・救援等で重要な役割を果たす学校等の施設を最優先と位置付け耐震化の促進を図ります。

また、今後より一層耐震化を促進していくため、国が支援する住宅・建築物耐震改修事業を活用するなど、耐震化に対する取り組みの支援策を検討します。

3. 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定及び沿道建築物の耐震化

地震発生時に緊急車両や支援物資搬送車両が通行できる緊急輸送道路を確保することは重要であり、その道路が有効に機能するためには、倒壊により道路を閉塞するおそれのある建築物の耐震化を図る必要があります。

このため、本計画で設定する緊急輸送道路の沿道の特定建築物の耐震化に努めます。

4. 安心して耐震改修を行うことが出来るようにするための環境の整備

(1) 木造住宅の耐震診断を推進するための体制整備

木造住宅の耐震診断を円滑に推進するため、県では木造住宅耐震技術講習会を開催し、技術者を育成・登録するとともに住宅相談窓口等で登録名簿を県民の閲覧に供しています。

本市では、登録されている診断士から適した人材を派遣するなどにより、木造住宅の円滑で公正な耐震診断の促進を図ります。

(2) 耐震診断・耐震改修の必要性についての普及・啓発

県や業界団体の協力を得て、建築物防災週間等の各種行事やイベントの機会を活用し、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性についての講習会の開催等により普及啓発を図ります。

5. 地震時の建築物の総合的な安全対策

(1) 建築物に係る二次的被害発生防止への対応

平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震や同年 8 月の宮城県沖地震など、近年、全国各地で大規

模地震が頻発し、それに伴い、建築物の窓ガラスや外装タイル等の落下、ブロック塀の倒壊等による死傷等の二次的被害が発生しており、地震時における建築物の安全性の確保が重要な課題となっています。

本市では、建築物に係わる二次的被害の発生防止への対応として、以下の施策について啓発活動を展開していきます。

① エレベーターの安全対策

地震時のエレベーターの閉じ込め対策として、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法等について、既存エレベーターの所有者等に普及啓発します。

② 家具の転倒防止対策

家具の転倒防止のための安全装置の取り付け普及や地震発生時に備えた家具転倒に関する危険回避の知識普及を図ります。

③ 窓ガラス・屋外広告物等の落下防止対策

建築物の窓ガラス、外装タイル、ビルに取り付いている屋外広告物等の落下防止対策に関する普及啓発を図ります。

④ ブロック塀の安全対策

ブロック塀の倒壊は、その下敷きになり死傷者が発生したり、道路を閉塞し避難や緊急輸送活動の妨げになることもあります。このため、ブロック塀の新設・改修時には、建築基準法を遵守するよう普及啓発を図ります。

⑤ 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の防止対策

豪雨や地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害を防止するため、「がけ地近接等危険住宅移転事業」を継続して実施します。

(2) 地震発生時の二次的被害発生防止に関する支援体制の整備

地震により被災した建築物は、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性があり、人命に係わる二次的被害が発生することが想定されます。

このため、被災建築物の傾きや瓦等の部材の状況から建築物の危険度を判定し、居住者のもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について注意喚起を促すため、「危険」(赤紙)、「要注意」(黄紙)、「調査済」(緑紙)の判定内容を示すステッカーを貼付する被災建築物の応急危険度判定を実施することが、地震発生直後の応急対策として重要です。

本市は、大規模地震が発生した場合、市内の判定士に応急危険度判定の実施を要請します。

また、市内の応急危険度判定士だけでは対応できない場合には、県内の応急危険度判定士の派遣を要請し、二次的被害発生防止に努めます。

第5章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1. 地震ハザードマップの作成・公表

本市は、地域住民の地震防災に対する意識啓発と避難情報の提供を目的に、地震による危険性の程度、避難場所や危険箇所等を表示した地図（地震ハザードマップ）を作成・公表します。

2. 相談体制の整備・情報の充実

（１） 相談体制の整備

本市は、建築物の所有者等に対して、耐震改修等の実施に関して必要な情報提供を行うとともに、各種相談を受け付けるための体制整備に努めます。

また、建築関係団体等の協力を得ながら、専門的な知識や個別具体的な内容についての相談や、相談者に対して耐震診断及び耐震改修等を行う技術者を紹介する等の支援実施に努めます。

（２） 所有者等に対する適切かつ幅広い改修・補強方法の提示

本市は、建築物の所有者等に対して、経済的で実現可能な改修・補強方法等、適切かつ幅広い情報の提供について、建築関連団体や建築技術者等に対して要請するよう努めます。

3. リフォームにあわせた耐震改修の促進

耐震改修は、建築物の構造部材の補強をするために内装工事を伴うことが多く、リフォーム工事にあわせた耐震改修工事を実施することは、所有者にとって経済的にも有効な方法です。

本市は、リフォーム工事に合わせた耐震改修の工事方法や新たな工法等を、パンフレットやホームページでより広く情報提供し、住宅等の耐震改修の促進を図ります。

4. パンフレット等の作成とその活用

本市は、パンフレットの配布や耐震相談会、その他の機会を通じて、建築物の所有者に対して、耐震改修促進法の周知や支援の内容など、耐震性向上に関する啓発及び知識の普及に努めます。

5. 市ホームページ・広報誌での広報活動

本市は、市ホームページや「広報かのや」において、耐震診断・耐震改修についての広報活動を行い、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めます。

6. 自主対策の推進

地震時における、家具・食器棚の転倒や、ガラス窓の破損は、負傷の要因となるほか、避難や救助活動の妨げとなる恐れがあります。室内における安全対策として、食器棚等の固定、窓ガラスの飛散防止フィルムの利用、防災ベッドの活用等があります。

本市では、耐震改修の促進と合わせて、室内の安全確保の啓発に努めます。

7. 自治会等との連携・取組み支援

地震防災対策において、「自らの命は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という目的をもって住民が自発的に結成する組織である「自主防災組織」の活動は、非常に有効であると言われています。耐震改修の促進には公助のみならず、住民の「自助」、「共助」の取組みが重要となります。

本市は、地域の要請に応じ、自主防災活動に対して助言を行うとともに、耐震改修に係わる情報の提供に努めます。

第6章 耐震診断または耐震改修の指導等に関する事項

1. 鹿児島県との連携

耐震改修促進のための指導等（指導・助言、指示、公表、勧告・命令）は所管行政庁等が行うことと定められており、本市内における指導等は鹿児島県が行うことになります。

本市では、市内特定建築物の情報提供など県と連携・協力して耐震化を推進します。

なお、所管行政庁等が行う特定建築物の指導等について、「鹿児島県建築物耐震改修促進計画」では以下のように定められています。

（以下、「鹿児島県建築物耐震改修促進計画」より）

1 耐震改修促進法による誘導・助言、指示、公表等の実施に関する事項

(1) 耐震改修促進法による耐震診断又は耐震改修の指導等の実施

①指導・助言

県及び建築主事を置く市町村（以下「所管行政庁」という。）は新耐震基準に適合しない特定建築物の所有者に対して、速やかに耐震診断を実施し、耐震化を図るよう指導・助言を行う。

指導及び助言は、耐震診断、耐震改修の必要性を説明して、耐震診断等の実施を促し、その実施に関し相談に応ずる方法で行う。また、個人を対象とするだけでなく、特に耐震診断等の必要な地域の住民に対して、パンフレット等を用いて説明会等を開催する等の方法でも行う。

②指示

所管行政庁は、相当の猶予期限を超えても、正当な理由がなく、指導・助言に従わない場合は、速やかに耐震診断を実施し、耐震化を図るよう指示を行う。

指示は、指導及び助言により、耐震診断、耐震改修の実施を促し、協力が得られない場合に、具体的に実施すべき事項を明示した指示書を交付する等の方法で行う。

また、指示は、指導及び助言したものについてのみできるということではなく、指導及び助言を経なくてもできるものとする。

③公表

所管行政庁は、相当の猶予期限を超えても、正当な理由がなく、指示に従わなかった場合、建築物及びその所有者を公表する。

なお、特定建築物の所有者が指示を受けて直ちに指示の内容を実施しない場合であっても、耐震診断や耐震改修の実施計画を策定し、計画的な診断、改修が確実に行われる見込みがある場合などについては、その計画等を勘案し公表の判断をする。

公表の方法については、耐震改修促進法に基づく公表であること、県民に広く周知できること、対策に結びつくこと等を考慮する必要があるとあり、地方公共団体の公報（県公報、市・町公報）への登載、地方公共団体のホームページへの掲載、県民が閲覧できるように市町村に配布し、閲覧に供する。

- ④指導・助言、指示、公表に関しては、(1)災害時の拠点となる建築物、(2)不特定多数の者が利用する建築物、(3)危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物、(4)全ての用途の順とする。

表 耐震改修促進法による耐震診断又は耐震改修の指導等の対象建築物

区分	新耐震基準に適合しない特定建築物の所有者の努力 (耐震改修促進法第6条)			指導権限を持つ 所管行政庁 (H18.12現在)
	指導及び助言 (耐震改修促進法第7条1項)	指示 (耐震改修促進法第7条2項)	公表 (耐震改修促進法第7条3項)	
対象となる 建築物	新耐震基準に適合しない特定建築物（階数3以上かつ1,000㎡以上等）	新耐震基準に適合しない特定建築物（階数3以上かつ2,000㎡以上等）	指示を受けた所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかった新耐震基準に適合しない特定建築物	鹿児島県 鹿児島市

2 建築基準法による勧告又は命令等の実施に関する事項

特定行政庁は、建築基準法第10条の規定に基づき、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがある建築物の所有者等に対して、保安上必要な措置をとることを勧告、場合によっては、命令することを検討する。

なお、特定行政庁は実施に当たって明確な根拠が必要となることから所管行政庁と連携して行う。

第7章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1. 計画の検証

近年、社会情勢は急速に変化しており、それに伴う住宅や特定建築物の建替え等により耐震化の実態が推計と合致しないことが想定されます。また、本市及び鹿児島県が所有する建築物については、今後、行政改革による建築物の統廃合や社会情勢の変化に対応した機能集約に伴い、現在の状況から見直しが進むことが想定されます。

このため、社会情勢の変化等を踏まえ、目標及び計画内容について必要に応じて見直しを行います。

◆◆参考資料

資料 - 1. 用語集

資料 - 2. 特定建築物要件

資料 - 3. 九州南部で発生した主な地震

資料 - 4. 市民アンケート調査

資料 - 5. 日本の耐震設計基準の主な変遷

資料 - 6. 関連法令等

資料－１．用語集

ア行

● I s 値（アイエスチ）、q 値（キュウチ）

I s 値は「各階の構造耐震指標」、q 値は「各階の保有水平耐力に係る指標」と呼ばれ、耐震診断の判断の基準となる指標のこと。「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の告示（旧建設省告示 平成 7 年 12 月 25 日第 2089 号）では、I s 値及び q 値の評価については以下のように定めている。（告示別表第 1）

	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
① I s が 0.3 未満の場合又は q が 0.5 未満の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
② ①及び③以外の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
③ I s が 0.6 以上の場合で、かつ q が 1.0 以上の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

カ行

●活動度（カツドウド）

活断層の活動の程度をいう。過去の平均変位速度（S）で表し、1,000 年間あたりの変位量を、1メートルと 10 センチを境に、「A」、「B」、「C」の 3 ランクに区分する。

サ行

●新耐震基準（シンタイシンキジュン）

住宅・建築物を建築する際に考慮しなければならない基準は「建築基準法」によって定められており、地震に対して安全な建築物とするための基準を「耐震基準」と呼ぶ。現在の耐震基準は、1981 年（昭和 56 年）の建築基準法の改正によるもので、それ以前の耐震基準と区別するために「新耐震基準」と呼ばれている。新耐震基準では、中程度の地震（震度 5 強程度）に対しては建築物には被害が起らないこと、強い地震（震度 6 強～7 程度）に対しては、建築物の倒壊を防ぎ、建築物内もしくは周辺にいる人に被害が及ばないことを基準としている。

●震度（シンド）

起こった地震に対する、ある場所での地面の揺れの強さを表す。

タ行

●耐震化（タイシンカ）

耐震改修工事によって、建築物の地震に対する安全性を向上させること。

●耐震診断（タイシンシンダン）

地震の揺れによって住宅・建築物が受ける被害がどの程度なのかを調べ、地震に対する安全性を評価すること。住宅・建築物の形状や骨組み（構造躯体）の粘り強さ、老朽化の程度、ひび割れや変形等による損傷の影響等を総合的に考慮して判断する。

●耐震改修（タイシンカイシュウ）

現行の耐震基準に適合しない建築物の地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替え、擁壁の補強等を行うこと。

●耐震改修促進計画（タイシンカイシュウソクシンケイカク）

住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等の耐震化の取り組みを計画的に進めることを目的とし、耐震化の目標や具体的な施策を盛り込んだ計画。平成 18 年 1 月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正施行され、都道府県に対して策定が義務付けられるとともに、市町村に対しても策定の努力義務が課せられた。

ハ行

●表層地質図（ヒョウソウチシツズ）

地殻表層部の地質情報である基盤岩の岩相などを、生成時代別に整理してまとめ、地形図上に色分けした模様や記号によって表示したものが地質図である。これを、地表から数十メートルの最表層の地質を特に示したものが表層地質図である。

なお、鹿屋市の地質は大きく次のように分類される。

堆積岩類	堆積作用によって形成された岩石。機械的堆積作用による砕屑岩（砂岩・礫岩など）、化学的堆積作用による化学的沈殿岩（チャート・岩塩など）、有機的または生化学的堆積作用による有機的堆積岩（石灰岩・石炭など）などに分かれる。
火山岩類	マグマが地表または地表に近い所に噴出してきて冷え、固まってできた岩石。一般に細粒ないしガラス質であるが、斑状を呈するものもある。
深成岩	マグマが地下深部で固結してできた火成岩の総称。一般に、完晶質で粗粒の造岩鉱物から成る。

マ行

●マグニチュード

地震の大きさ（規模）を表す。

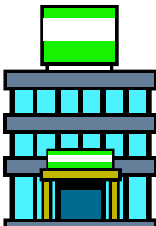
●文部科学省基準（モンブカガクショウキジュン）

文部科学省による耐震診断の判断の基準となる指標のこと。文部科学省の基準では、耐震性を満たす建築物は、2階以上または200平方メートル超の非木造建築物（校舎・屋体）のI s値0.7以上となっている。旧建設省告示による「建築物の耐震改修の促進に関する法律」では、I s値が0.6以上の場合、「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い」としている。

資料－２．特定建築物要件

①多数の者が利用する建築物

表 多数の者が利用する建築物の要件

※1 法	政令 第2条第2項	用途		規模
第6条第1号	第1号	幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上
	第2号	小学校等	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む) 
				老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設		
	第3号	学校	第2号以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上 
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		
		病院、診療所		
		劇場、観覧場、映画館、演芸場		
		集会場、公会堂		
		展示場		
		卸売市場		
		百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗		
		ホテル、旅館		
		賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿		
		事務所		
		博物館、美術館、図書館		
		遊技場		
		公衆浴場		
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
		工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）		
		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
		自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
第4号	体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	

※1 耐震改修促進法

②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

表 危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の要件

※1 法	政令 第 3 条 第 2 項	危険物の種類		数量
第 6 条第 2 号	第 1 号	火薬類	火薬	10 トン
			爆薬	5 トン
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50 万個
			銃用雷管	500 万個
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
			導爆線又は導火線	500 キロメートル
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2 トン
			その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第 2 号	石油類		危険物の規制に関する政令別表第 3 の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量
		消防法第2条第7項に規定する危険物(石油類を除く)		
	第 3 号	危険物の規則に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性個体類		30 トン
	第 4 号	危険物の規則に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類		20 立方メートル
	第 5 号	マッチ		300 マッチトン※2
	第 6 号	可燃性ガス (第7号、第8号に掲げるものを除く)		2 万立方メートル
	第 7 号	圧縮ガス		20 万立方メートル
	第 8 号	液化ガス		2,000 トン
	第 9 号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物		20 トン
	第 10 号	毒物及び劇物取締法第 2 条第 2 項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）		200トン

※1 耐震改修促進法

※2 マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で、7200個、約120kg

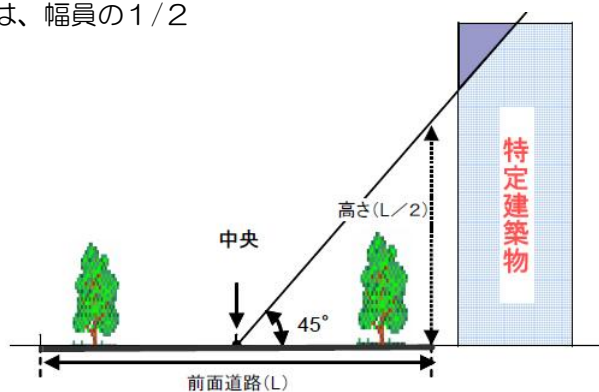
③地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（法第6条第3号）

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物は、「地震時に通行を確保すべき道路」沿道の建築物で、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じて定められる距離（前面道路幅員が12mを超える場合は幅員の1/2、前面道路幅員が12m以下の場合は6m）を加えたものを超える建築物とする。

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の規模

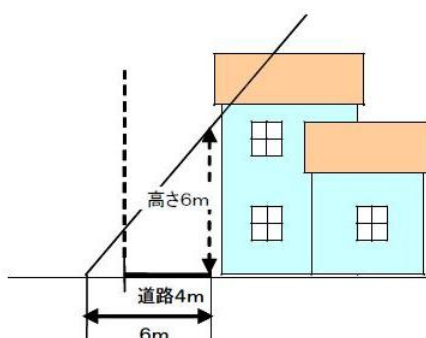
○道路幅員 12mを超える場合

前面道路幅員が 12mを超える場合は、幅員の1/2



○道路幅員 12m以下の場合

前面道路幅員が 12m以下の場合は、6m



（出典：国土交通省ホームページ）

図 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の規模

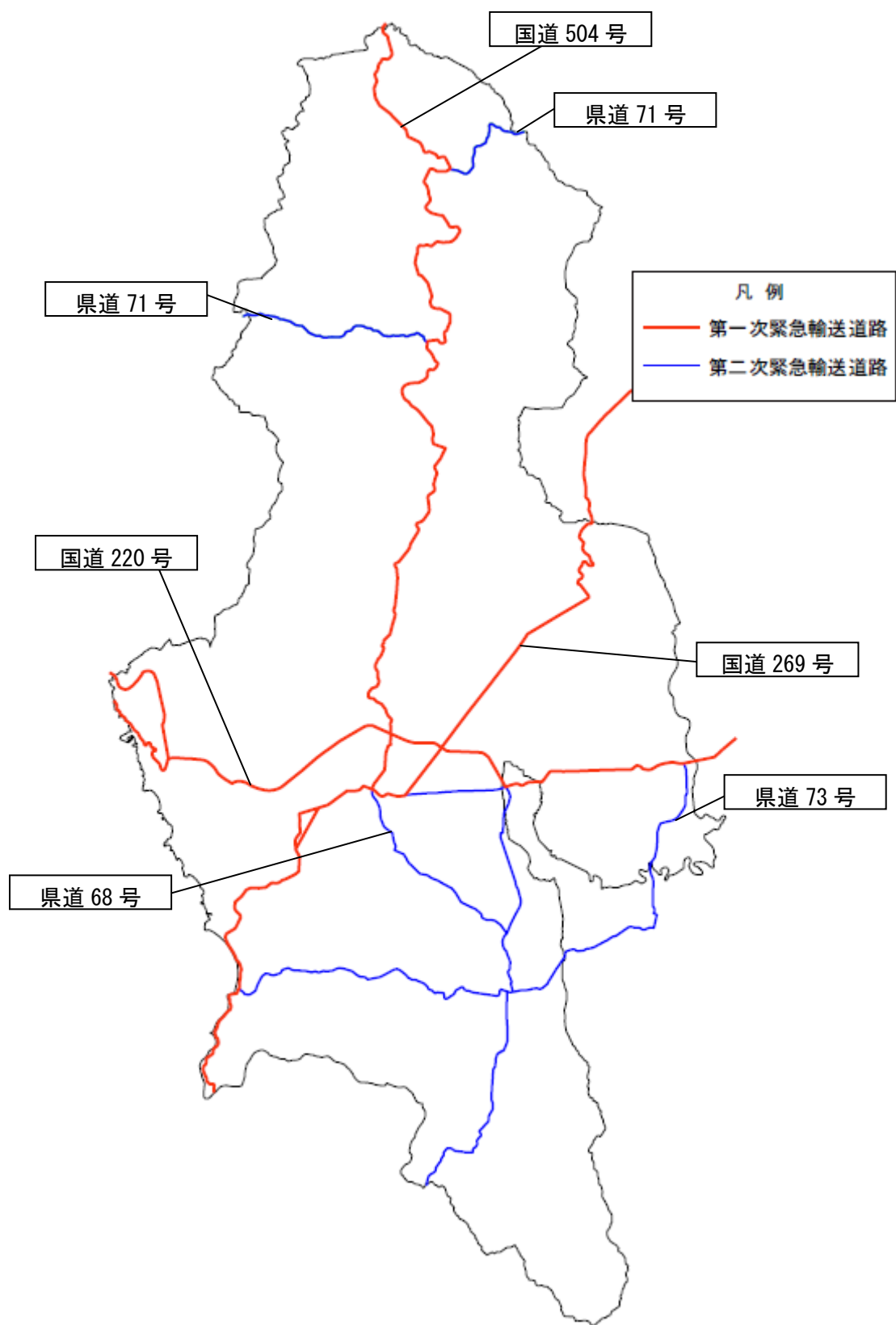


図 緊急輸送道路

資料－３．九州南部で発生した主な地震

表 鹿児島県周辺に影響を及ぼした最近の規模の大きな地震（1890年以降、M≥5.0）

No	発生日時	年号	M	地震名	震源域	主な被害状況
1	1893. 9. 7	明治 26 年	5. 3	知覧地震	鹿児島県南部	
2	1894. 1. 4	明治 27 年	6. 3	知覧地震	鹿児島県南部	
3	1899	明治 32 年	6. 4	地下深部 (d=100km)	宮崎県南部	
4	1901. 6. 24	明治 34 年	7. 5		奄美大島近海	有感域は東北南部に及ぶが被害は少なかった。名瀬市で石垣崩壊など小被害があり、宮崎県細島で波高 21～24cm。
5	1911. 6. 15	明治 44 年	8. 0	喜界島地震	喜界島近海	有感域は中部日本に及び、喜界島・沖縄島・奄美大島に被害があった。死者 12 人、全壊家屋 422 戸。この地域最大の地震。
6	1913. 6. 29	大正 2 年	5. 7	日置地震	薩摩半島西方	
7	1913. 6. 30	大正 2 年	5. 9	日置地震	薩摩半島西方	
8	1914. 1. 12	大正 3 年	7. 1	桜島地震	桜島	桜島の噴火中に地震発生。震害のひどかったのは鹿児島市で、特に城山以西の海岸沿いで死者 1 人、全壊家屋 39 戸。鹿児島郡で死者 21 人、全壊家屋 81 戸。地割れ、水道・煙突の破損が多かった。
9	1915	大正 4 年	5. 0	群発地震	栗野付近	
10	1931. 11. 2	昭和 6 年	7. 1	日向灘地震	日向灘	宮崎県で全壊家屋 4 戸、死者 1 人。鹿児島県で全壊家屋 1 戸。
11	1939. 3. 20	昭和 14 年	6. 5	日向灘地震	日向灘	大分県沿岸で小被害、宮崎県で死者 1 人
12	1941. 11. 19	昭和 16 年	7. 2	1941 年日向灘地震	日向灘	大分・宮崎・熊本の各県で被害があり、死者 2 人、全壊家屋 27 戸。九州東岸・四国西岸に津波があり、波高は最大 1m。
13	1961	昭和 36 年	5. 5	吉松地震	霧島山北西山麓	
14	1961. 2. 27	昭和 36 年	7. 0	1961 年日向灘地震	日向灘	宮崎・鹿児島両県で死者 2 人、全壊家屋 3 戸
15	1968. 2. 21	昭和 43 年	5. 7	えびの地震	宮崎県西部	余震
16	1968. 2. 21	昭和 43 年	6. 1	えびの地震	宮崎県西部	死者 3 人、負傷者 42 人、全壊建物 368 戸、半壊 636 戸。山崩れが多発発生。
17	1968. 2. 22	昭和 43 年	5. 6	えびの地震	宮崎県西部	余震
18	1968. 3. 25	昭和 43 年	5. 7	えびの地震	宮崎県西部	全壊建物 18 戸、半壊 147 戸。
19	1968. 3. 25	昭和 43 年	5. 4	えびの地震	宮崎県西部	余震
20	1968. 4. 1	昭和 43 年	7. 5	1968 年日向灘地震	日向灘	高知・愛媛で被害多く、負傷者 15 人、全壊家屋 1 戸、半壊 2 戸、道路損壊 18 箇所など。
21	1970. 7. 26	昭和 45 年	6. 7	日向灘地震	日向灘	
22	1987. 3. 18	昭和 62 年	6. 6	日向灘地震	日向灘	死者 1 人、負傷者若干のほか、建物・道路などに被害があった。
23	1994. 5. 7	平成 6 年	5. 7	大口地震	鹿児島県北部	
24	1997. 3. 26	平成 9 年	6. 6	薩摩地方北部地震	薩摩地方北部	重症 2 名、軽症 72 名、住家全半壊 35 棟一部破損 4635 棟、施設被害、ガス漏れ、水道断水、道路損壊、崖崩れなどの被害が発生した。
25	1997. 4. 3	平成 9 年	5. 5	薩摩地方北部地震	薩摩地方北部	余震
26	1997. 5. 13	平成 9 年	6. 3	薩摩地方北部地震	薩摩地方北部	余震
27	2005. 11. 22	平成 17 年	6. 0		種子島近海	

資料－４．市民アンケート調査

本調査は、「鹿屋市建築物耐震改修促進計画」を策定するにあたり、旧耐震基準で建築された住宅における耐震化の状況及び住民意向を把握し、計画に反映させるために実施したものです。

<調査概要>

■調査期間

- ・ 2010 年 12 月 17 日から 2011 年 1 月 14 日迄

■調査対象者

- ・ 昭和 57 年 1 月 1 日以前から存在する住宅の所有者、2,000 名（地区別は無作為抽出）

■調査方法

- ・ 郵送調査による

■調査内容

- ①居住する家屋の耐震性について
- ②耐震診断・耐震改修工事について
- ③住宅の耐震改修に伴う支援制度について
- ④住宅の耐震対策に関する知識について

■回収率

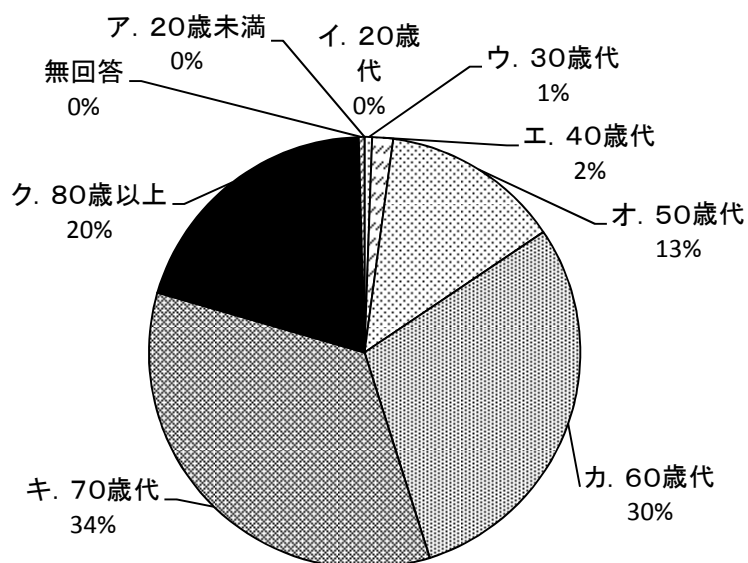
- ①回収数 707 通
- ②回収率 35.4%

■調査結果

次頁より記載

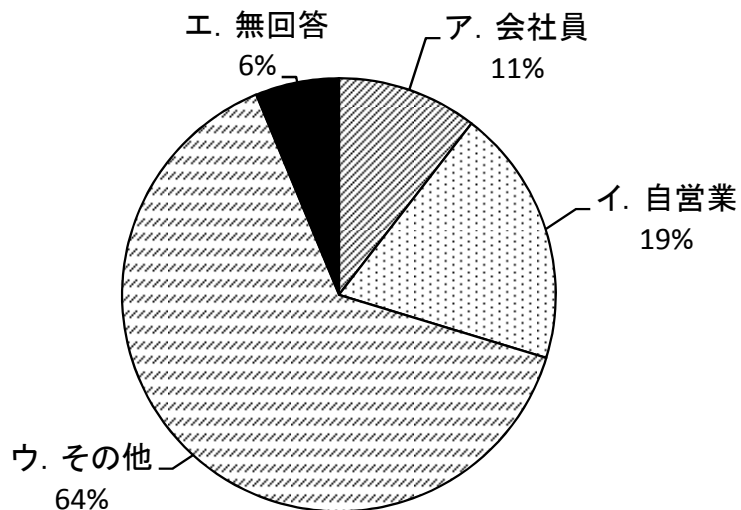
1. 回答者ご本人について

(1) あなたの年齢を教えてください



アンケート回答者（昭和 57 年 1 月 1 日以前から存在する住宅の所有者）は、60 歳以上が 8 割を占めており、50 歳代が 13%、40 歳代以下は 3%である。

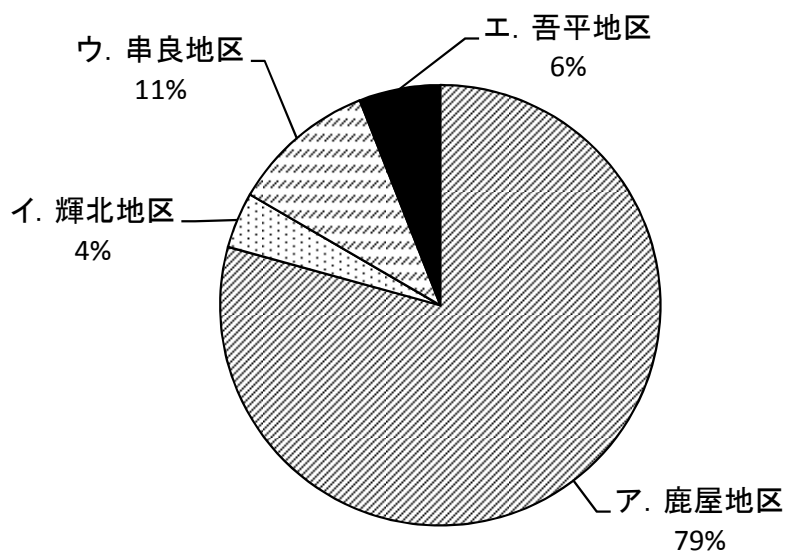
(2) ご職業（お答え頂ける範囲で結構です）



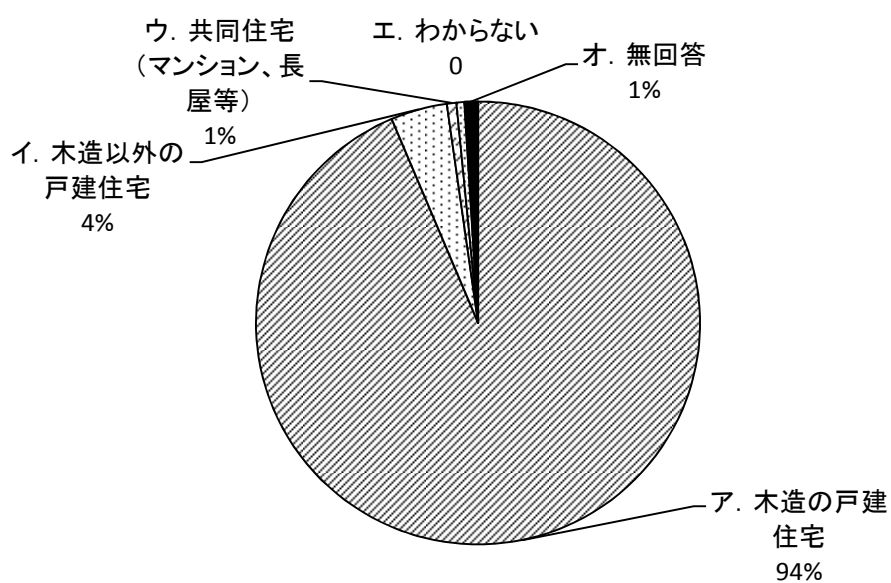
6 割がその他である。その他の回答として「無職」が最も多く、回答者の年齢層を反映した傾向となっている。

2. 居住家屋の耐震性について

(1) あなたのお住まいの地区を選んでください

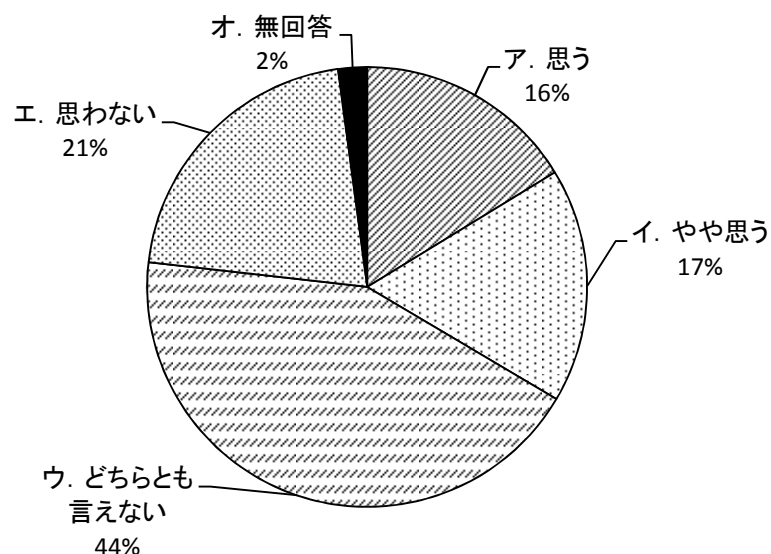


(2) あなたのお住まいは以下のどの区分に該当しますか。



木造戸建住宅が9割以上となっており、非木造戸建住宅を含めると、ほぼ全ての回答者が戸建住宅を所有している。

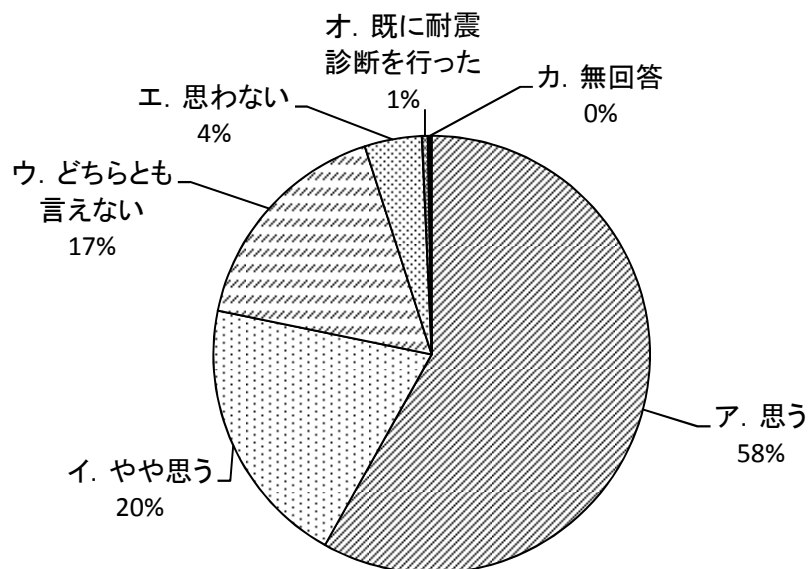
(3) 地震が起きたとき、あなたのお住まいは安全（倒壊しない）と思われますか。



地震が起きた際の、自宅の安全性（倒壊しない）について、「ウ. どちらとも言えない」、「エ. 思わない」の回答が6割と過半数を超える結果となった。一方で、安全と「ア. 思う」、「イ. やや思う」とする回答が3割あった。

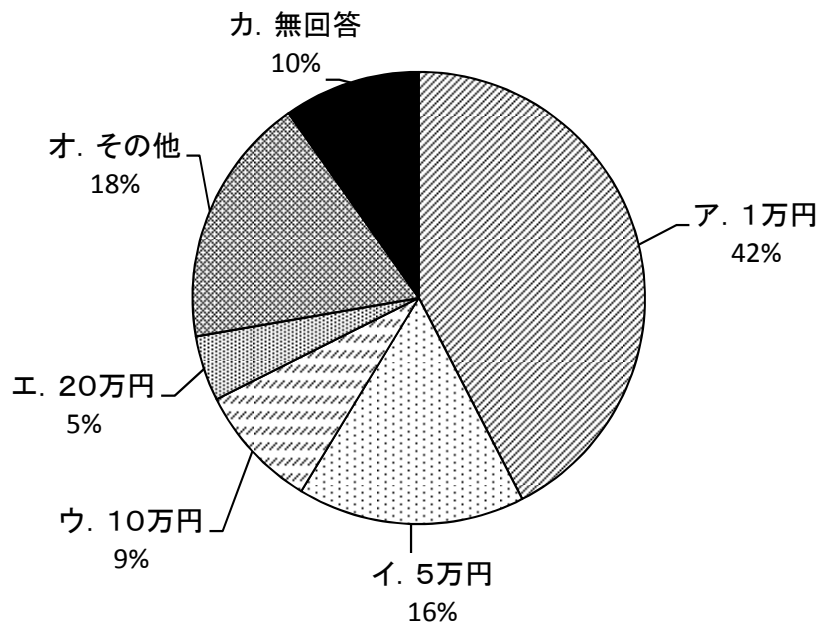
3. 耐震診断・耐震改修工事について

(1) 住宅の耐震性を確認すること（耐震診断）は、重要だと思いますか。



耐震診断の重要性について、6割弱の回答者が「ア.（重要だと）思う」と回答した。また、ごく少数ではあるが、「オ. すでに耐震診断を行った」とする回答者も見られた。

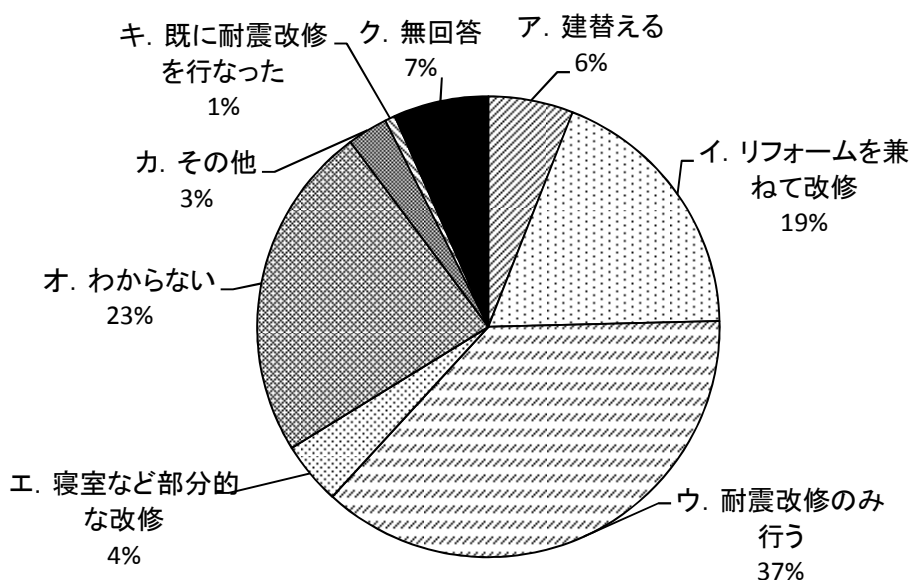
(2) 住宅の耐震診断の費用が、どの程度であれば実施してみたいと思われますか。



耐震診断の費用について、「ア. 1万円」程度であれば実施してみたい、とする回答者が42%、「イ. 5万円」程度であれば実施してみたいとする16%と合わせると、「5万円以下であれば、耐震診断を実施してみたい」とする回答者が過半数を超える。

一方で、「エ. 20万円程度」とした回答者が5%おり、ある程度の費用をかけても耐震診断を実施してみたいと考える層が存在することが分かる。

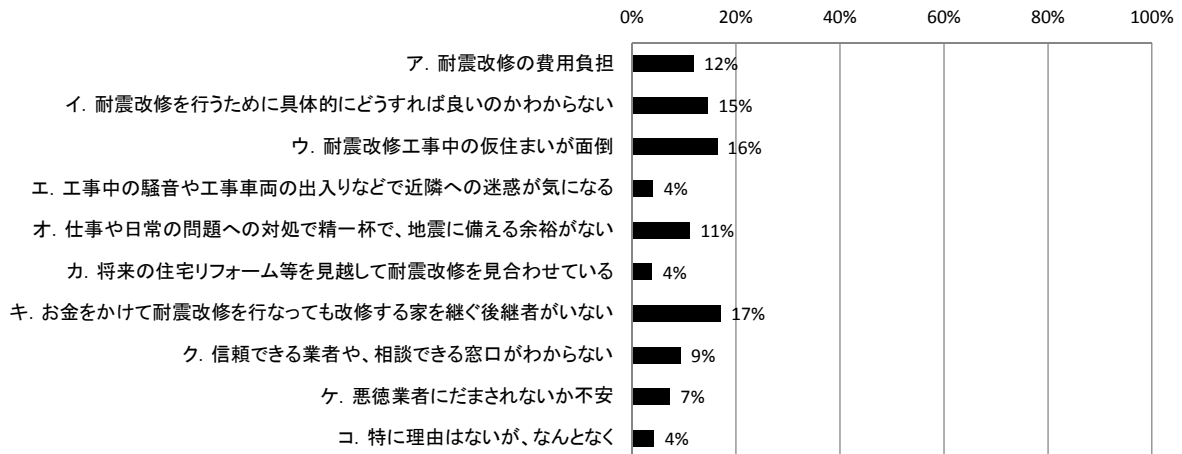
(3) 住宅の耐震性を向上させる場合には、どのような方法で実施したいと思われますか。



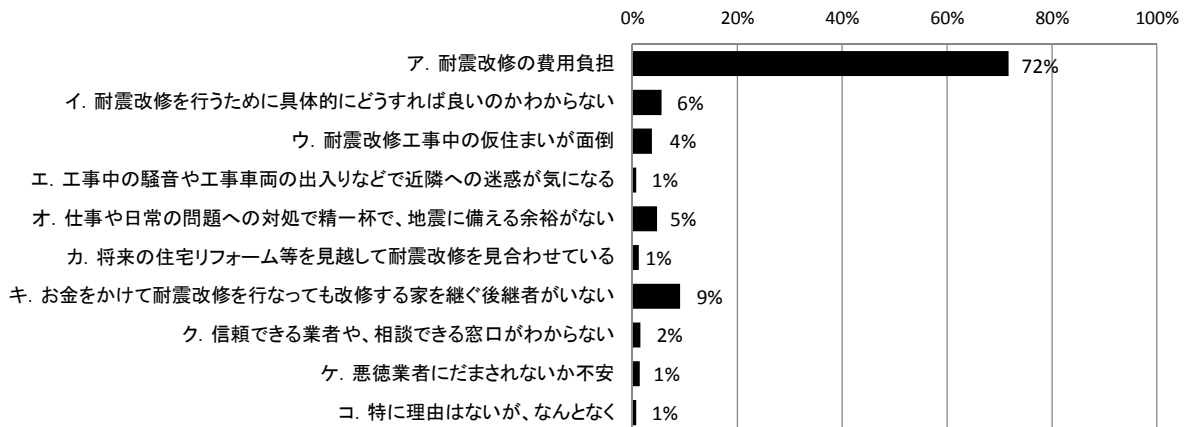
耐震改修の実施方法について、「ウ. 耐震改修のみ行う」が37%と最も多いが、「イ. リフォームを兼ねて改修」が19%とあり、建替え以外の機会を捉えた耐震改修の促進が有効であることが分かる。また、「オ. わからない」が23%あり、耐震改修に関する情報提供（広報活動）が必要であることが分かる。

4. 住宅の耐震改修に伴う支援制度について

(1) あなたが耐震改修を実施する際に、問題になると思われることは何ですか（複数回答可）。



○また、最も問題になると思われることは何ですか。

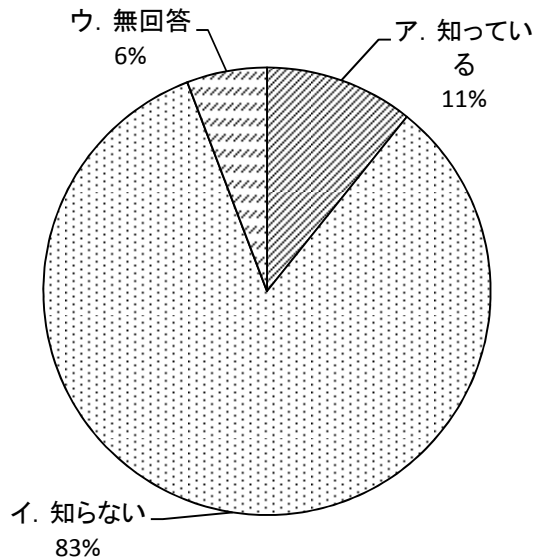


耐震改修を実施する上で問題となる点として、主に、「ア. 耐震改修の費用負担」、「イ. 具体的な方法が不明」、「ウ. 耐震改修工事中の仮住まい」、「オ. 地震に備える余裕がない」、「キ. 改修する家を継ぐ後継者がいない」等、複数の問題点があげられた。

中でも、「最も問題になる点」は、「ア. 耐震改修の費用負担」、「キ. 改修する家を継ぐ後継者がいない」の2点であり、「ア.」については「耐震改修補助制度の整備」等の対応が必要であり、「キ.」については、さらに上位の計画等で対応をはかっていく必要があると考えられる。

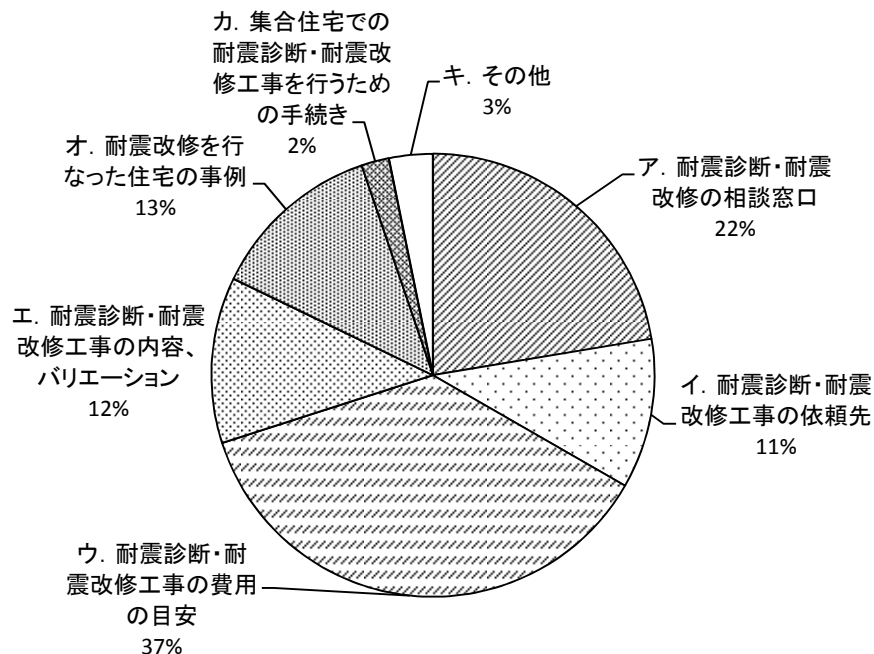
5. 住宅の耐震化に関する知識について

(1) 「住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置」があることをご存知ですか。



「ア. 知っている」は1割にとどまり、8割の回答者が「イ. 知らない」とした。耐震改修に関する措置としては利用しやすいもののひとつであり、積極的な情報提供の実施を検討する必要がある。

(2) 住まいの耐震対策について知りたいことは何ですか。(複数回答可)



耐震対策について知りたいこととして、「ウ. 費用の目安」が37%と最も多く、次いで「ア. 相談窓口」、「オ. 住宅の事例」、「エ. 工事の内容、バリエーション」、「イ. 依頼先」と続く。

まずは、相談窓口を整備、周知すると共に、定期的な耐震対策関連情報の提供の実施を行う等、情報提供方法の確立と継続的な実施が望まれる。

資料－５．日本の耐震設計基準の主な変遷

日本の耐震設計基準の主な変遷

	年	耐震設計基準の変遷	設計基準見直しの契機となった 主な地震とその被害状況
旧 耐 震	1919 年（大正 8 年）	【市街地建築法制定】 ・日本で最初の建築法規	【関東大震災】
	1924 年（大正 13 年）	【市街地建築法改正】 ・耐震基準の導入	1923 年 9 月 1 日 ・マグニチュード 7.9 ・死者、不明者 14 万 2 千余人 ・全半壊建物 25 万 4 千余棟
	1950 年（昭和 25 年）	【建築基準法改正】 ・地震力に対する必要壁量を規定 ・軸組の種類と倍率（壁の強度）を規定	【福井地震】 1948 年 6 月 28 日 ・マグニチュード 7.1 ・死者 3,769 人 ・家屋全半壊 4 万 8 千棟
	1971 年（昭和 46 年）	【建築基準法改正】 ・鉄筋コンクリート造の柱のせん断補強について改正 ・柱帯筋間隔を 30cm 以下から 10cm 以下に変更	【十勝沖地震】 1968 年 5 月 16 日 ・マグニチュード 7.9 ・死者 52 人、負傷者 330 人 ・建物全半壊 3,677 棟
新 耐 震	1981 年（昭和 56 年）	【建築基準法改正】 ・新耐震設計基準の導入 ・二次設計法により、強度と粘りによる設計法の追加	【宮城県沖地震】 1978 年 6 月 12 日 ・マグニチュード 7.4 ・死者 28 人、負傷者 1,325 人 ・建物全半壊 6,757 棟
	1995 年（平成 7 年）	【耐震改修促進法の制定】 ・耐震改修の努力義務を規定	【兵庫県南部地震】 1995 年 1 月 17 日 ・マグニチュード 7.3 ・死者 6,434 人、負傷者 43,792 人 ・建物全半壊 249,180 棟
	2005 年（平成 17 年） 2 月	【住宅・建築物の地震防災推進会議 の設置】	【新潟県中越地震】 2004 年 10 月 23 日 ・マグニチュード 6.8 ・死者 68 人、負傷者 4,805 人 ・住家被害合計 121,900 棟

	年	耐震設計基準の変遷	設計基準見直しの契機となった 主な地震とその被害状況
	3 月	【倒壊、東南海・南海地震に関する地震防災戦略を決定】 ・今後 10 年間で東海地震等の死者数及び経済被害を半減させることを目標	【福岡県西方沖地震】 2005 年 3 月 20 日 ・マグニチュード 7.0 ・死者 1 人、負傷者 1,087 人 ・住家被害合計 8,997 棟
新耐震	6 月	【住宅・建築物の地震防災推進会議による提言】 ・住宅・特定建築物の耐震化率を現状の 75%から 9 割とすることを目標 ・耐震改修促進法等の制度の充実、強化	【千葉県北西部地震】 2005 年 7 月 23 日 ・マグニチュード 6.0 ・死者 0 人、負傷者 38 人 ・住家被害合計 12 棟
	9 月	【建築物の耐震化緊急対策方針を決定】 ・建築物の耐震化について、社会全体の国家的な緊急課題として全国的に緊急かつ強力に実施	【宮城県沖地震】 2005 年 8 月 16 日 ・マグニチュード 7.2 ・死者 0 人、負傷者 100 人 ・住家被害合計 985 棟
	10 月	【改正耐震改修促進法の成立】	
	11 月	【改正耐震改修促進法の公布】	
	2006 年（平成 18 年） 1 月	【国の基本方針等の公布】 【改正耐震改修促進法の施行】	
	2007 年（平成 19 年） 7 月	【鹿児島県建築物耐震改修促進計画】	【能登半島地震】 2007 年 3 月 25 日 ・マグニチュード 6.9 ・死者 1 人、負傷者 356 人 ・住家被害合計 29,329 棟 【新潟県中越沖地震】 2007 年 7 月 16 日 ・マグニチュード 6.8 ・死者 14 人、負傷者 2,345 人 ・住家被害合計 41,202 棟

出典：総務省消防庁ホームページ、国土交通省ホームページ

資料－６．関連法令等

国土交通省告示第百八十四号（平成十八年一月二十五日）

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震など大地震が頻発しており、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都圏直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されている。

建築物の耐震改修については、中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成十七年九月）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（同年三月）において、十年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標の達成のための最も重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び

地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、すべての特定建築物の所有者に対して、法第七条第一項の規定に基づく指導・助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、特定建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「別添の指針」という。）第一第一号及び第二号の規定により構造体力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。）については速やかに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

また、法第八条第三項の計画の認定についても、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、国は、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

さらに、建築物の倒壊による道路の閉塞対策として、都道府県は、法第五条第三項第一号の規定に基づき都道府県耐震改修促進計画において必要な道路を適切に定めるべきである。

4 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。国は地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第十七条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

5 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者

等が安心して耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に「どの事業者に頼めば良いか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、全国の市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであり、国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

6 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震改修及び耐震改修に関する調査及び研究を実施するものとする。

7 地域における取り組みの推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

8 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井等の落下防止対策についての改善指導や、地震時のエレベータ内の閉じ込め防止対策の実施に努めるべきであり、国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成十五年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約四千七百万戸のうち、約千百五十万戸（約二十五％）が耐震性が不十分と推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成十年の約千四百万戸から五年間で約二百五十万戸減少しているが、大部分が建替えによるもので、耐震改修によるものは五年間で約三十二万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第六条第一号に掲げる学校、病院、劇場、百貨店、事務所、老人ホーム等であって、階数が三以上、かつ、延べ面積が千平方メートル以上の建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）については、約三十六万棟のうち、約九万棟（約二十五％）が耐震性が不十分と推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（中央防災会議決定）において、十年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させることが目標とされたことを踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の約七十五％を、平成二十七年までに少なくとも九割にすることを目標とする。耐震化率を九割とするためには、今後、少なくとも住宅約六百五十万戸（うち耐震改修は約百万戸）、多数の者が利用する建築物約五万棟（うち耐震改修は約三万棟）について耐震化を進める必要があり、建替え促進を図るとともに、現在の耐震改修のペースを二倍ないし三倍にすることが必要となる。

また、耐震化の促進を図るためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、今後五年間で、十年後の耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、住宅については約百万戸、多数の者が利用する建築物については約三万棟の耐震診断の実施が必要であり、さらに平成二十七年までに、少なくとも住宅については百五十万戸ないし二百万戸、多数の者が利用する建築物については約五万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、今後、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、別添の指針に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図れることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）を、法施行後できるだけ速やかに策定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の策定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取り組みが考えられる。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。

特に、学校、病院、庁舎等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取組とともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。また、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第五条第三第一号の規定に基づき定めるべき道路は、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難所に通ずる道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

また、同項第二号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第十三条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

さらに、同項第三号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内のすべての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なコンクリートブロック塀の改修・撤去等の取り組みを行うことが効果的あり、必要に応じ、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

5 建築基準法による勧告又は命令等の連携

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、法第七条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

6 市町村耐震改修促進計画の策定

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第五条第七項において、基礎的自治体である市町村においても耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限りすべての市町村において耐震改修促進計画を策定することが望ましい。

市町村の耐震改修促進計画の内容については、この告示や都道府県耐震改修促進計画の内容を勘案しつつ、地域の状況を踏まえ、詳細なハザードマップの作成及び公表、優先的に耐震化に着手すべき建築物や重点的に耐震化すべき区域の設定、地域住民等との連携による普及啓発活動等について、より地域固有の状況を配慮して作成することが望ましい。

附 則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百二十号）の施行の日（平成十八年一月二十六日）から施行する。
- 2 平成七年建設省告示第二千八十九号は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に平成七年建設省告示第二千八十九号第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

建築物の耐震改修の促進に関する法律

(平成七年十月二十七日法律第二百二十三号)(抜粋)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
 - 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
 - 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項
- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画等)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項
 - 二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
 - 三 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社及びその設立団体（地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第四条第二

項に規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。)の長の同意を得なければならない。

- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 6 前三項の規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。
- 7 市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。
- 8 市町村は、前項の計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 特定建築物に係る措置

(特定建築物の所有者の努力)

第六条 次に掲げる建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（第八条において「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているもの（以下「特定建築物」という。）の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が前条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

(指導及び助言並びに指示等)

第七条 所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものについて必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物
- 三 前条第二号に掲げる建築物である特定建築物

- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物、特定建築物の敷地若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、特定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 6 第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第八条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 建築物の位置
 - 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
 - 三 建築物の耐震改修の事業の内容
 - 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
 - 五 その他国土交通省令で定める事項
- 3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。
 - 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
 - 二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
 - 三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築（柱の径若しくは壁の厚さを増加させ、又は柱若しくは壁のない部分に柱若しくは壁を設けることにより建築物の延べ面積を増加させるものに限る。）、改築（形状の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）を伴わないものに限る。）、大規模の修繕（同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同条第十五号に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以

外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。

四 第一項の申請に係る建築物が耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている耐火建築物（同法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

（１）工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

（２）工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。

5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。

6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。

一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であって、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの

二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等

- 7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定は、適用しない。
- 8 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

(計画の変更)

第九条 計画の認定を受けた者（第十三条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

- 2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(報告の徴収)

第十条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

第十一条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第十二条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令

(平成七年十二月二十二日政令第四百二十九号)(抜粋)

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物(その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物(第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。)とする。

一 延べ面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。)が一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条(同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)(市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。)並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(多数の者が利用する特定建築物の要件)

第二条 法第六条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

二 診療所

三 映画館又は演芸場

四 公会堂

五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗

六 ホテル又は旅館

七 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舍又は下宿

八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

十 博物館、美術館又は図書館

十一 遊技場

十二 公衆浴場

十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十五 工場

十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの

十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設

十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第六条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 幼稚園又は保育所 階数が二で、かつ、床面積の合計が五百平方メートルのもの

二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数が二で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの

三 学校（幼稚園及び小学校等を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数が三で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの

四 体育館 床面積の合計が千平方メートルのもの

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の要件）

第三条 法第六条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）

二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類

三 マッチ

四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）

五 圧縮ガス

六 液化ガス

七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

2 法第六条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあつては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。

一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

イ 火薬 十トン

ロ 爆薬 五トン

ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個

ニ 銃用雷管 五百万個

ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個

ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル

ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 二トン

- チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
- 二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
- 三 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
- 四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
- 五 マッチ 三百マッチトン
- 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
- 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
- 八 液化ガス 二千トン
- 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン
- 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件）

第四条 法第六条第三号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物とする。

- 一 十二メートル以下の場合 六メートル
- 二 十二メートルを超える場合 前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

（所管行政庁による指示の対象となる特定建築物の要件）

第五条 法第七条第二項の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

九 博物館、美術館又は図書館

十 遊技場

十一 公衆浴場

十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの

十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの

十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

十七 幼稚園又は小学校等

十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

十九 法第七条第二項第三号 に掲げる特定建築物

2 法第七条第二項の政令で定める規模は、次に掲げる特定建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる特定建築物（保育所を除く。） 床面積の合計が二千平方メートルのもの

二 幼稚園又は保育所 床面積の合計が七百五十平方メートルのもの

三 小学校等 床面積の合計が千五百平方メートルのもの

四 前項第十九号に掲げる特定建築物 床面積の合計が五百平方メートルのもの

（報告及び立入検査）

第六条 所管行政庁は、法第七条第四項の規定により、前条第一項の特定建築物で同条第二項に規定する規模以上のものの所有者に対し、当該特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第七条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの、当該特定建築物の敷地又は当該特定建築物の工事現場に立ち入り、当該特定建築物並びに当該特定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物）

第七条 法第十四条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

建築基準法（昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号）（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（保安上危険な建築物等に対する措置）

第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

建築基準法施行令

（昭和二十五年十一月十六日政令第三百三十八号）（抜粋）

（勧告の対象となる建築物）

第十四条の二 法第十条第一項の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物（法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 階数が五以上である建築物
- 二 延べ面積が千平方メートルを超える建築物

委員会等名簿

◆委員会名簿

区 分	氏 名	所 属	職 名
委員長	神 田 郁 哉	鹿屋市建設部	建設部部長
委員	三 宅 廣 則	(社)鹿児島県建築士会鹿屋肝属支部	支部長
委員	小 林 正 義	(社)鹿児島県建築協会 鹿屋支部	支部長
委員	足 立 浩 一	(社)鹿屋青年会議所	理事長
委員	坂 元 美 佐 子	特定非営利活動法人AGEING	代表
委員	串 田 輝 男	鹿屋市町内会連絡協議会	会長
委員	新 名 主 静 哉	吾平地域町内会連絡協議会	会長
委員	永 吉 徳 光	輝北地域町内会連絡協議会	会長
委員	田 畑 博 司	串良地域町内会連絡協議会	会長
委員	福 永 貴 幸	鹿児島県土木部	計画指導係長
委員	川 井 田 浩 二	鹿屋市企画財政部	企画財政部長
委員	田 原 一 徳	鹿屋市総務部	総務部長
委員	本 白 水 利 広	鹿屋市保健福祉部	保健福祉部長
委員	今 平 健 太 郎	鹿屋市教育委員会	教育次長

◆幹事会名簿

区 分	氏 名	所 属	職 名
幹事長	原 藺 辰 男	鹿屋市建設部建築住宅課	建築住宅課長
幹事	川 畑 博	大隅地域振興局建設部土木建築課	技術主幹兼建築係長
幹事	川 畑 晴 彦	鹿屋市企画財政部企画調整課	企画調整課長
幹事	原 口 学	鹿屋市企画財政部財政課	財政課長
幹事	吉 元 孝 一	鹿屋市建設部都市政策課	都市政策課長
幹事	福 元 誠	鹿屋市建設部道路建設課	道路建設課長
幹事	八 代 敏 夫	鹿屋市保健福祉部福祉政策課	福祉政策課長
幹事	新 保 高 志	鹿屋市建設部建築住宅課建築指導室	建築指導室長
幹事	末 吉 広 美	鹿屋市総務部総務課	危機管理監
幹事	迫 田 芳 文	鹿屋市教育委員会教育総務課	教育総務課長

◆事務局

鹿屋市建設部建築住宅課

鹿 屋 市 建 築 物 耐 震 改 修 促 進 計 画

発 行 日 平成 23 年 3 月

編集・発行 鹿屋市 建設部 建築住宅課

〒893-8501

鹿児島県鹿屋市共栄町 20 番 1 号

電話 0994-43-2111 (代表)

ホームページ <http://www.e-kanoya.net/>



まっすぐ かのや